

射水市採用促進応援事業業務委託仕様書

1 業務名

射水市採用促進応援事業業務委託

2 目的等

本事業は、自社の魅力・良さ・仕事のやりがいなどを学生等に直接伝える機会であるインターンシップ¹の実施を伴走的にサポートすることにより、市内中小企業等の雇用確保を支援する。

3 業務委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

4 業務内容

(1) インターンシップ導入への伴走型支援

インターンシップ実施を希望する市内企業に対し、ヒアリング等を行い、実施に向けた伴走支援を行う。

①企業数 20社程度

②対象企業 射水市内に本社又は主たる事務所のある企業

③内 容 ・企業へのヒアリングの実施
・インターンシッププログラムの提案及び実施支援

④そ の 他 ・支援を行う企業については、市と協議の上選定すること。
・支援内容、回数及びスケジュール等を提案すること。
・支援を行う企業は、下記(2)に記載の特設サイトに掲載すること。

(2) 市内企業のインターンシップ情報及び求人情報の発信

- ・就職を希望する学生等に対し、市内企業のインターンシップの情報や求人情報を整理した特設サイトを制作・運営し、情報発信するとともに、学生等と市内企業とのマッチングを図ること。
- ・インターンシップの情報を掲載する企業を募集するとともに、希望する企業

¹本仕様書における「インターンシップ」は、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方（文部科学省、厚生労働省及び経済産業省意）」で整理された「学生のキャリア形成支援に係る産学協働の取組み」の四つの類型

タイプ1 オープン・カンパニー

タイプ2 キャリア教育

タイプ3 汎用型能力・専門活用型インターンシップ

タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）

のうち、企業が行うタイプ3、タイプ4及び就業体験をいう。

に対し掲載までの手続き等を支援すること。

- ・学生等と市内企業とのマッチング費用及びインターンシップの情報掲載料は無料とすること。

(3) 市内企業と求職者のマッチング支援

市内企業と求職者が直接交流し、マッチングの促進を図るイベントを開催する。

- ①開催時期 受託者の任意とするが、採用活動に効果的な時期とすること。
- ②対 象 者 市内企業に就職を希望する学生等及び市内企業の就職関係者など
- ③開催場所 射水市内
- ④内 容
 - ・求職者に対して市内企業の情報や市の魅力を発信すること。
 - ・市内企業と求職者が交流できる場を設けること。
- ⑤そ の 他
 - ・対象者の募集に当たっては、本市ホームページ以外に自らの提案で効果的な募集告知を行うこと。
 - ・対象者は学生のみとせず、転職希望者や再就職希望者等も含め、幅広く募集を行うこと。

(4) 自由提案

上記3事業以外で、採用促進に関する事業について提案を受け付ける。なお、事業期間である3年間継続することにより、市内中小企業等の雇用確保につながることを期待される内容とすること。

(5) アンケートの実施及び業務報告

上記に記載した業務について、その参加企業及び参加者にアンケートを調査を行うこと。実施に当たっては、WEBまたは紙媒体で回答できるようにすること。アンケート結果をもとに分析、課題抽出を行ったうえで、実績報告を提出すること。

5 事業実施体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、担当者及び責任者を明らかにすること。また、支援企業との連絡や調整等が円滑に行える体制を整備すること。

6 その他

- ・仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる必要な業務を実施すること。
- ・業務が完了するまでの過程において、緊密に状況を報告するとともに、随時内容を確認し、修正を行うこと。
- ・受託者は、市が行う本業務の周知に協力すること。

7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市に報告し、承諾を得たときはこの限りではない。

8 個人情報の保護

(1) 守秘義務等について

受託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報を受託業務遂行の目的以外に使用、または第三者に提供してはならない。

(2) 個人情報の取り扱いについて

- ①委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託事業者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託事業者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- ②受託事業者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、市に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。
- ③事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は市に帰属するものとし、市の指示に従い提供を行うこと。

9 留意事項

- ・当該業務の実施に伴う成果物の著作権については、射水市に譲渡すること。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物についての著作権は受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ・制作の都合上止むを得ず、著作権を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に市に申し入れを行い、了解を得ること。市に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。
- ・受託者は、当該業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また万一何らかの著作権問題が生じた場合は受託者の責任により対処すること。
- ・特許権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・受託者は、本業務上知り得た企業内情報を他に漏らしてはならない。
- ・当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する市の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、市と受託者が必要に応じて協議するものとする。